

水産食料品製造業における墜落・転落災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	9~10	前日から始まったワカメの加工中、茹で方を担当していた者が足を滑らせて前方にあった茹で釜（水槽）に転落した。作業をしやすいためにプラスチックケースで足場をかさ上げして使用しており、その足場の上に茹でたワカメの破片が落ちて、これを踏んで滑ってと考えられる。	51	1~9
2	15~16	弊社第4工場内で回転乾燥機の回転部内側（直径115cm、床からの高さ140cm）の部品を交換し、管内から出る際踏み台として使用したプラスチックコンテナ（49×33×H26cm）を踏み外して転倒し床で後頭部を打ち負傷した。	50 57	50~99
3	12~13	1階から2階に階段を上っていて、中間にある踊り場付近で1階にエプロンを忘れたことに気づき、取りに戻ろうと方向転換して下りようとしたところ段を踏み外し、手すりに手をかけたが支えきれず、階下まで横回転して落下した。	41	10~29
3	3~4	工場の2階休憩室で15分の休憩をとっていたが、休憩を取り過ぎそうになった為、慌てて工場に戻ろうと右手で手摺を持ったまま、1段飛ばしで階段を下りた。最下段（床面）に左足を着こうとした時、下から1番目の滑り止めに左の踵が当たり、バランスを崩し、左足首を捻った状態で着地し、尻もちをついた。	22	100~299
3	17~18	整備を終えた車（2t車）を脚立に乗って洗車している時、足が滑って落下し、地面に置いてあった容器で左脇腹を強打した。	42	1~9
4	16~17	物流の自動倉庫内にてリフト業務をしている時に、物流レーン異常を示すパトライトが点灯し、自動倉庫に振り分ける装置の異常と判断した。急いで2課包装側の渡り通路から読み取り装置横の通路に登るため渡り通路の手すりによじ登り、詰まったレーン横の通路手すりの下側ガイドバーに手をかけようとしたところ手を滑らせ	45	100~299

		2m下の床に落下し、大腿骨骨折および舟状骨骨折を負った。		
6	11~ 12	本社工場梱包室内でリフト上の発泡入り、たらこ（2kg）を2個ずつ、2枚に重ねたパレット（高さ260m）に乗って、ローラー台に降ろす作業中、誤って足を踏み外して落下し、転倒して受傷した。	58	100 ~ 299
6	10~ 11	発送場で、コンベアラインの途中で梱包された商品が止まってしまったので、商品をコンベアラインに流そうと、コンベアラインの上に登り、コンベアラインを這うようにして、止まっている商品の所まで行き、ダンボールで作った治具で商品を押し、商品を流し終えた。その後、床に降りようとして壁に手をつき、倉庫壁横にあるポールに足を掛けた時、足が滑り転落し、右肋骨を骨折した。	31	500 ~ 999
9	9~ 10	工場において、資材を生産ラインに供給する高さ約3.5mの架台の上での作業中、ハンドリフトにて資材を移動していたところ前方に設置してあった落下防止用パレットに接触したため、荷崩れしそうになった資材を整列（通そうと全面に回りこんだところ）足を滑らせ架台より落下し負傷した。従来高所作業場である架台には全面に安全柵は設けてあるが、現在資材供給機器の増設計画実施のため、架台を拡張したばかりであり、機器納入のため一箇所だけ安全柵を設置しておらず仮の落下防止パレットを設置し、納入後に全面的に安全柵を再設置する予定であった。	20	10 ~ 29
10	14~ 15	冷凍庫の2階部分で商品を整理作業中、足元が滑り2階（約3.5m）から転落し負傷した。落ちた時に一度1mほどの高さに積んであった段ボールの上に落ちた後、さらに下に落ちたもの。	39	30 ~ 49
10	12~ 13	得意先へ商品を引き取りに伺い、貨物車へ搬入するために右足を荷台のステップへかけた時に、雨で濡れていて滑ってしまった。その時、そのまま左後方から地面へ落ちてしまい、腰椎を骨折してしまった。	69	30 ~ 49
11	17~ 18	工場2階倉庫に包装フィルムとダンボールを取りに行った帰り、階段を下っている際、下から2段目を踏み外し転倒し右足首を負傷した。	39	30 ~ 49
		フレーク工場内の原料一時保管用冷蔵庫前において、冷蔵庫入口上部の清掃作業を、フォークリフトに装着したパレットに乗り行っていた。パレット上の作業者は装着が決められているヘルメットを装着しておらず、また、リフト操縦者も経験		50

12	11~12	が浅く、リフトを後退させる際に、パレット上の作業者に安全姿勢を取るよう指示しなかったため、後退時にリフトが揺れ、その際、パレット上の作業者がバランスを崩し落下し、頭と腰を強打した。	49	~ 99
12	18~19	自動冷蔵倉庫内で、棚卸し作業をしていた被災者が、2階建てラックの2階部分の一番奥の場所で作業を行っていた際に、40cm程の柵のない部分から何らかの事由により、バランスを崩し、2m程下の床面に墜落した。すぐに病院へ搬送されたが、翌日に死亡したものである。	38	300 ~ 499
12	9~10	工場内にて年末の大掃除作業中、誤って84cmの踏み台から落下し、左手で支えたところ、左手首にひびが入った。	63	30 ~ 49
12	7~8	2F仕上場に設置してある、周囲に手すりと落下防止柵を両立している計量機の始業前点検中、高さ1.5mの架台に上り日常点検をしていた際、バランスを崩してしまい床面に落ち、左肩を強打した。	58	50 ~ 99
12	13~14	工場内製造部の臼場にて、3mの脚立の上から2段目に乗り、壁の上部についているすり身や汚れを落としているとき、誤って落下し、右足踵を打った。脚立の滑り止めチェーンを張ってから作業するところを、ゆるんだままで開始したため、脚立が動き出し、飛び下りた際に右足踵を強打し骨折した。	47	30 ~ 49

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to：[https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_09.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html)